

鹿屋市緊急経営支援金

Q & A

作成日 令和3年3月15日

1 対象事業者について

Q 1 フリーランスで自宅を事務所とし事業を行っています。対象となりますか。

A 以下の場合は対象となります。

①個人事業主であり主たる収入が給与、年金、不動産収入等でない場合

ここでいう「主たる収入」とは、比較する月の属する1年の収入の半分以上が、「事業収入」であることとします。「事業収入」は、確定申告書B第一表中、「収入金額等」の欄の原則「㊦営業等、㊧農業」の項目に該当する収入を指します。

※事業収入については、令和元年又は令和2年中の事業収入額が120万円以上であることが条件となります。

②主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業主の場合

詳細は別冊「申請の手引き」8ページをご確認ください。

Q 2 鹿屋市内に経理等を行う事務所があり、経営する飲食店は市外にあります。対象となりますか。

A 法人の場合、事業部門のない本社機能（総務・経理部等）のみの場合にも対象となります。ただし、個人事業主の場合は対象外となります。

Q 3 持続化給付金や鹿児島県の支援金と併せて受給することはできますか。

A 受給できます。

Q 4 市内で複数の店舗を営業していますが、店舗ごとに申請できますか。

A 事業者に対する給付のため、店舗ごとの申請はできません。

Q 5 法人登記は市外ですが、市内に店舗があります。対象になりますか。

A 市外に本店・本社がある法人も、市内に事業所又は店舗があり、鹿屋市に法人市民税の納税義務がある事業所を営んでいる場合は対象となります。

ただし、農業収入のみの事業者等については、以下のとおりとなります。

法人の場合：事業所が鹿屋市に法人市民税の納税義務があれば対象。

個人事業主の場合：対象外

Q 6 開業して1年未満ですが、対象になりますか。

A 令和2年11月30日以前に事業を開始していた事業者であれば対象となります。
詳細は別冊「申請の手引き」5ページ（2019年新規開業特例）、6ページ（2020年新規開業特例）をご確認ください。

Q 7 同一人物が代表を務める複数・別々の法人で、鹿屋市内にそれぞれの事業所がある場合は、それぞれの法人分で申請できますか。

A 代表者が同一であっても法人としては別なので、それぞれの法人で申請できます。

Q 8 同一人物が代表を務める法人としての申請と、個人事業主としての申請はそれぞれ可能ですか。

A 代表者が同一であっても法人・個人事業主は別なので、それぞれ申請ができます。ただし、個人事業主の場合は、個人収入の5割以上が個人事業主としての事業収入である場合に限りま。

Q 9 市税に滞納があります。対象になりますか。

A 個人市民税や法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等の市税に滞納がある場合は対象になりません。

※分納誓約に基づく支払をしている場合は、滞納の有無を事前に市収納管理課へご確認ください。（市収納管理課：0994-31-1155）

2 対象業種について

Q10 インターネット販売をしています。対象になりますか。

A 事業者として事業収入を得て確定申告をしていれば対象となります。その際は鹿屋市内で事業を行っている旨を確認させていただきます。

Q11 製造したお菓子等を他店舗のスペースを借りて販売しています。対象となりますか。

A 法人の場合は法人市民税の対象となる事業所であること、個人の場合は、確定申告で事業収入として計上されている場合が対象となります。

3 売上減少率について

Q12 売上とは何を指しますか。

- A 確定申告書類において事業収入として計上されるものを指します。収入から経費等を差し引いた所得のことではありません。
なお、不動産収入、給与収入、雑収入等は含みません。
※ただし、不動産を業とする個人事業主、フリーランス等については以下のとおり特例措置があります。

【不動産を業とする個人事業主に係る特例】

事業用家屋5棟以上や住宅用家屋10棟以上等の不動産貸付を事業として実施している場合には、不動産収入を事業収入に加えて算定する特例が対象となる場合があります。詳しくは、「申請の手引き」7ページをご確認ください。

【主たる収入を給与・雑所得で申告した個人事業主に係る特例】

フリーランスを含む個人事業主の方で、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を主たる収入として、税務上の雑所得又は給与所得で確定申告をしている場合については対象となります。別冊「申請の手引き」8ページをご確認ください。

Q13 2020年10月に開業したため、昨年と比較ができません。どうしたら良いでしょうか。

- A 新規開業した事業者（法人・個人事業主）については、新規開業特例により売上要件を確認できます。詳しくは、別冊「申請の手引き」5～6ページの特例要件をご確認ください。

Q14 去年10月に個人事業主として創業しましたが、創業前までは会社員として働いていたため、去年の確定申告では、事業収入より給与収入の割合の方が大きくなっています。現在は退職したため給与収入はありませんが、対象となりますか。

- A 創業後間もない個人事業主の方で、創業に伴い会社を退職された方につきましては、令和2年分の事業収入の額が、当該個人事業主の収入金額（給与収入を除く）の半分以上であることが条件になります。ただし、開業届及び離職証明書の提出が別途必要です。詳細は、別冊「申請の手引き」5～6ページをご確認ください。

4 加算支給要件について

Q15 鹿屋市外のバス事業者で鹿屋市に営業所を持っている場合、対象となりますか。

A 鹿屋市に法人市民税の納税義務がある法人は対象になります。ただし、加算給付については、車検証に記載のある「使用者の氏名又は名称」が鹿屋市内の営業所名であり、かつ、「使用者の住所」が鹿屋市内であることが必要となります。

Q16 「市内飲食店直接取引先」とはどのような事業者ですか。

A 以下のすべてを満たす事業者を指します。

①鹿屋市内の飲食店（日本標準産業分類「中分類 76-飲食店」に区分される飲食店）と令和元年中又は令和2年中に直接取引を行った月数が3か月以上（1か月に1回以上の取引がある月が3か月以上）あること。

（例）市内飲食店Aと令和元年1月・5月・7月に取引がある。

②令和元年中又は令和2年中の①の取引総額が120万円を超えていること。

5 提出書類・確定申告書等について

Q17 個人事業主ですが令和2年分の確定申告をしていません。申請はできますか。

A 確定申告書類又は市申告の控えの添付が必要となるため、申告後に当該支援金を申請してください。

Q18 確定申告書の受付印、e-Taxの電子申告日時印字、受信通知がありません。

A 受付印や受信通知がない場合には、当該確定申告書類に加え、以下のいずれかの書類を添付することで申請できます（※税務署で閲覧したものの写真（別冊「申請の手引き」10ページに記載）の提出でも可）。

<法人の場合>

- 税理士の押印及び署名がなされた確定申告の基礎となった事業収入の分かる書類。
- 確定申告後の法人税を納付した場合は、その申告に基づき納付されたことが分かる書類（納税証明書その2「所得が分かる書類」）。

<個人事業主の場合>

- 税理士の押印及び署名がなされた確定申告の基礎となった事業収入の分かる書類
- 確定申告後の所得税を納付した場合は、納付したことが分かる書類（納税証明書その2「所得が分かる書類」）。

Q19 市外に居住しています。市税の滞納要件はどうなりますか。

A お住まいの市区町村が発行する「滞納がないことを証明する証明書」を添付してください。

6 申請手続きについて

Q20 申請は窓口でもできますか。

A 新型コロナウイルス感染症対策のため、原則郵送でお願いします。

Q21 申請から給付までどのくらいかかりますか。

A 申請書を受理後、3週間程度でご指定の口座(申請者名義のもの)へ振り込みます。

Q22 現金での給付はできますか。

A 口座振込のみの対応となります。